

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年3月25日

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室 担当:土屋課長補佐·前田係長·小林係長

電話:03-5253-5551(直) FAX:03-5253-5553

平成25年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

1 ラスパイレス指数 (全団体加重平均)

〇平成25年4月1日現在

106.9(前年度 107.0 △0.1)

給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値=参考値

98.8(前年度 98.9 △0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

〇給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況も調査

·全地方公共団体平均

103. 5

・国の要請を踏まえた減額等の実施団体※平均

100.9

(1) 団体区分別平均

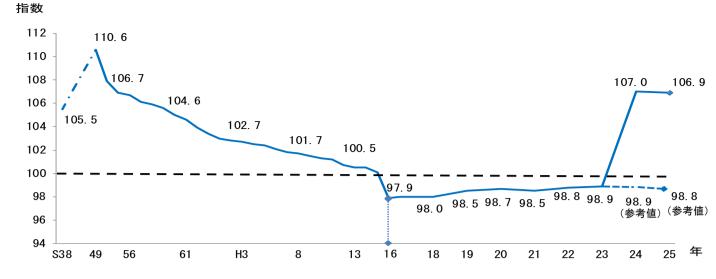
	H24.4.1	H25.4.1	H25 <u>.</u> 7.1
区分	(参考値)	(参考値)	給与減額等 実施団体
全地方公共団体	107.0 (98.9)	106.9 (98.8)	103.5 100.9
都 道 府 県	107.5 (99.3)	107.4 (99.3)	102.2 100.5
指定都市	109.3 (101.1)	109.1 (100.8)	105.6 104.6
市	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)	104.0 100.7
町 村	103.3 (95.5)	103.2 (95.4)	101.4 99.4
特 別 区	108.3 (100.1)	108.2 (100.0)	108.0 –

(2) 団体区分別最高值・最低值

	区分				H25	5.4.1			H25	5.7.1	
	区分			最高値		最低值			最高値	最低值	
都	道	府	県	111.3	静岡県	99.1	鳥取県	111.1	東京都 静岡県	98.9	長崎県
指	定	都	市	112.3	川崎市	102.7	堺市	112.0	川崎市	99.7	熊本市
市	区	町	村	114.0	兵庫県芦屋市	78.6	大分県姫島村	113.8	兵庫県芦屋市	76.8	大分県姫島村

[※]減額実施団体及び国の特例減額と同等の給与水準に抑制済としている団体。

(3) ラスパイレス指数の推移

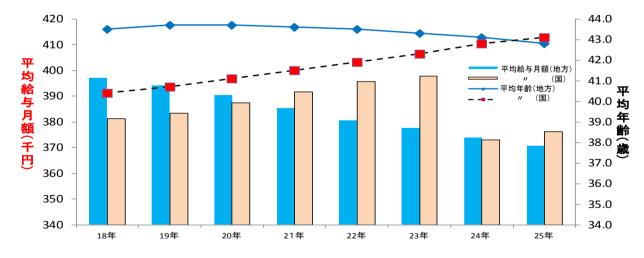


2 平均給与月額 (全地方公共団体·一般行政職)

(単位:円)

									(+12.11)
	区 分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
	平均給与月額	397,125	394,168	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923	370,822
地方	平均給料月額	352,399	349,469	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189	328,842
	諸手当月額	44,726	44,699	45,005	44,680	43,654	43,246	42,734	41,980
	平均給与月額	381,212	383,541	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906	376,257
围	平均俸給月額	328,477	325,724	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944	307,220
	諸手当月額	52,735	57,817	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962	69,037

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。 ※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



3 その他

- 〇国と地方の公務員給与比較方法に関する全国知事会、全国市長会、全国町村会 との意見交換等を踏まえ、以下の指数についても算定し、公表。
- ・地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」 全地方公共団体平均 106.7
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

全地方公共団体平均 106.3

1 地方公務員給与実態調査結果等

1 ラスパイレス指数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
(1) 団体区分別の推移 (2) 分布状況の推移 (3) 都道府県のラスパイレス指数の状況 (平成25年4月1日時点) (4) 指定都市のラスパイレス指数の状況 ("") (5) 中核市のラスパイレス指数の状況 ("") (6) 市区町村のラスパイレス指数の状況 ("") (7) 都道府県のラスパイレス指数の状況 (平成25年7月1日時点) (8) 指定都市のラスパイレス指数の状況 ("") (9) 中核市のラスパイレス指数の状況 ("")	P1 P1 P2 P2 P3 P4 P6 P6 P7
2 平均給与月額	P10
3 特殊勤務手当	P12
【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数	P13 P14 P15

平成26年3月 総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当:土屋·前田 電話:03-5253-5549(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23252)

FAX : 03-5253-5550

1 ラスパイレス指数等の状況

(1)団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

				H 24	.4.1	H25	.4.1		増	減	
区分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	指数	参考値	指数	参考値	S49-	→H25	H24-	→H25
				相奴	多行胆	伯奴	多行胆	指数	参考値	指数	参考値
全地方公共 団 体 平 均	110.6	102.4	100.1	107.0	98.9	106.9	98.8	△ 3.7	△ 11.8	Δ 0.1	Δ 0.1
都道府県	111.3	104.0	101.7	107.5	99.3	107.4	99.3	△ 3.9	Δ 12.0	Δ 0.1	0.0
指定都市	116.1	106.1	102.2	109.3	101.1	109.1	100.8	△ 7.0	△ 15.3	△ 0.2	△ 0.3
市	113.8	103.6	100.7	106.9	98.8	106.6	98.5	△ 7.2	△ 15.3	△ 0.3	Δ 0.3
町 村	99.2	96.5	95.7	103.3	95.5	103.2	95.4	4.0	△ 3.8	Δ 0.1	Δ 0.1
特 別 区		106.0	102.1	108.3	100.1	108.2	100.0	ı	-	Δ 0.1	Δ 0.1

^{※1} S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

(2) 分布状況の推移

<第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)>

(団体数)

	1717-24		3 2 3 4 1 1 2 3 4 1 2 3 1 3 4 3 1 3 4 3 1 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4									\ <u></u>
					11.04	4.1	1105	4.4		増	減	
	区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24	.4.1	H25.	.4.1	S49-	→H25	H24-	→H25
					指数	参考値	指数	参考值	指数	参考值	指数	参考値
		(23.9%)	(0.2%)	(0.0%)	(5.2%)	(0.0%)	(4.8%)	(0.0%)				
	110以上	793	5	0	93	0	86	0	△ 707	△ 793	△ 7	0
		(17.3%)	(7.3%)	(0.2%)	(44.7%)	(0.1%)	(44.9%)	(0.1%)				
	105以上	574	242	5	799	2	803	1	229	△ 573	4	Δ1
		(18.9%)	(25.7%)	(20.7%)	(38.0%)	(16.9%)	(39.0%)	(15.9%)				
100	以上105未満	628	848	675	680	303	697	284	69	△ 344	17	△ 19
		(39.8%)	(66.9%)	(79.1%)	(12.1%)	(83.0%)	(11.3%)	(84.1%)				
	100未満	1,321	2,211	2,580	217	1,484	203	1,504	△ 1,118	183	△ 14	20
	95以上		(38.5%)	(45.2%)	(10.2%)	(54.2%)	(9.8%)	(55.6%)				
内	100未満		1,272	1,473	182	969	175	995			△ 7	26
	90以上	(39.8%)	(20.2%)	(27.0%)	(1.6%)	(25.2%)	(1.2%)	(24.8%)				
	95未満	1,321	669	879	28	450	21	443	△ 1,118	183	△ 7	△ 7
訳	90未満		(8.2%)	(7.0%)	(0.4%)	(3.6%)	(0.4%)	(3.7%)				
	90木油		270	228	7	65	7	66			0	1
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)				
	合 計	3,316	3,306	3,260	1,789	1,789	1,789	1,789	△ 1,527	△ 1,527	0	0

^{※1} S49.4.1には、特別区を含まない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H25.4.1現在

(団体数)

	区分	都道	府県	指定	都市	ਜ	ī	町	村	特另	1区
		指数	参考值	指数	参考值	指数	参考値	指数	参考值	指数	参考値
		(8.5%)	(0.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(8.6%)	(0.0%)	(0.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
	10以上	4	0	10	0	66	0	6	0	0	0
		(85.1%)	(0.0%)	(40.0%)	(0.0%)	(59.0%)	(0.1%)	(29.9%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)
1051	以上110未満	40	0	8	0	454	1	278	0	23	0
		(4.3%)	(42.6%)	(10.0%)	(70.0%)	(28.7%)	(25.6%)	(50.8%)	(4.6%)	(0.0%)	(43.5%)
1001	以上105未満	2	20	2	14	221	197	472	43	0	10
		(2.1%)	(57.4%)	(0.0%)	(30.0%)	(3.6%)	(74.3%)	(18.7%)	(95.4%)	(0.0%)	(56.5%)
	100未満	1	27	0	6	28	571	174	887	0	13
	95以上	(2.1%)	(51.1%)	(0.0%)	(25.0%)	(3.3%)	(61.1%)	(16.0%)	(51.9%)	(0.0%)	(56.5%)
内	100未満	1	24	0	5	25	470	149	483	0	13
	90以上	(0.0%)	(6.4%)	(0.0%)	(5.0%)	(0.1%)	(12.2%)	(2.2%)	(37.1%)	(0.0%)	(0.0%)
	95未満	0	3	0	1	1	94	20	345	0	0
訳	90未満	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.9%)	(0.5%)	(6.3%)	(0.0%)	(0.0%)
ш, ч	90木両	0	0	0	0	2	7	5	59	0	0
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	合 計	47	47	20	20	769	769	930	930	23	23

^{※2「}参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値。

^{※2} S49.4.1及びS49→H25の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況≪指数が高い順≫

平成25年4月1日現在

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

<第3表	都迫肘県の	B追附県のフスハイレス指数> H25 4 1 H24 4 1							
加五/六	和关点旧石	H25.4	.1		H24.4.1				
順位	都道府県名	指 数	参考値	指 数	参考値	順位			
1	静岡県	111.3	102.8	111.7	103.2	1			
2	東京都	111.1	102.7	110.4	102.0	4			
3	栃木県	110.2	101.9	104.9	97.0	40			
3	福岡県	110.2	101.9	110.3	101.9	8			
5	埼 玉 県	109.8	101.5	110.4	102.1	4			
6	千 葉 県	109.7	101.4	110.5	102.2	3			
7	茨 城 県	109.3	101.0	109.4	101.1	11			
7	群馬県	109.3	101.0	109.7	101.4	9			
9	宮 城 県	109.2	100.9	110.6	102.2	2			
10	三 重 県	109.1	100.9	106.2	98.2	36			
11	福島県	109.0	100.7	109.7	101.4	9			
12	山形県	108.8	100.5	108.7	100.5	16			
12	熊本県	108.8	100.6	109.0	100.8	13			
14	愛 知 県	108.7	100.4	109.1	100.8	12			
14	奈 良 県	108.7	100.4	108.8	100.5	14			
16	和歌山県	108.6	100.3	108.7	100.4	16			
17	新 潟 県	108.5	100.2	108.6	100.4	18			
17	大 分 県	108.5	100.3	108.8	100.5	14			
19	山梨県	108.3	100.1	108.3	100.1	20			
19	山口県	108.3	100.1	108.5	100.3	19			
21	滋賀県	107.9	99.7	107.3	99.2	31			
22	富山県	107.8	99.6	107.7	99.6	24			
22	岡山県	107.8	99.6	100.2	92.6	47			
22	佐 賀 県	107.8	99.6	108.3	100.1	20			

W# /	**************************************	H25.4	.1		H24.4.1	
順位	都道府県名	指 数	参考値	指 数	参考値	順位
25	広 島 県	107.7	99.5	107.7	99.6	24
26	石 川 県	107.6	99.4	107.7	99.6	24
27	福 井 県	107.5	99.3	107.8	99.6	23
28	長 崎 県	107.3	99.2	108.0	99.8	22
29	青森県	107.2	99.1	107.7	99.5	24
30	京 都 府	107.1	98.9	107.6	99.5	28
30	愛 媛 県	107.1	98.9	107.4	99.3	29
32	沖縄県	107.0	98.9	107.4	99.3	29
33	秋 田 県	106.9	98.8	110.4	102.0	4
34	高 知 県	106.7	98.6	106.9	98.8	33
35	岩 手 県	106.5	98.5	107.1	99.0	32
35	長 野 県	106.5	98.4	106.3	98.2	35
37	岐阜県	106.4	98.3	102.7	95.0	43
38	神奈川県	105.9	97.9	110.4	102.1	4
38	香川県	105.9	97.9	106.0	97.9	37
40	兵 庫 県	105.8	97.8	105.8	97.8	38
40	宮崎県	105.8	97.8	106.5	98.4	34
40	鹿児島県	105.8	97.7	104.6	96.7	42
43	島根県	105.5	97.5	104.9	97.0	40
44	徳島県	105.0	97.0	105.6	97.6	39
45	北 海 道	101.9	94.1	102.1	94.4	44
46	大 阪 府	101.2	93.5	101.4	93.8	45
47	鳥 取 県	99.1	91.6	101.2	93.6	46

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況≪指数が高い順≫

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	H25.4	.1	1	H24.4.1	
川只江	相足郁川名	指 数	参考値	指 数	参考値	順位
1	川崎市	112.3	103.8	112.2	103.7	2
2	横浜市	111.9	103.4	112.0	103.5	3
3	名古屋市	111.6	103.1	112.5	104.0	1
4	北九州市	111.5	103.0	111.6	103.1	4
5	静岡市	111.0	102.6	111.3	102.9	5
6	福岡市	110.7	102.3	110.5	102.2	8
7	さいたま市	110.4	102.0	110.0	101.7	9
7	千 葉 市	110.4	102.0	109.6	101.3	11
9	京都市	110.3	101.9	111.1	102.7	6
9	神戸市	110.3	101.9	110.6	102.2	7

MG/六	14. 字型 士力	H25.4	.1		H24.4.1	
順位	指定都市名	指 数	参考値	指 数	参考値	順位
11	仙台市	109.5	101.2	109.9	101.6	10
12	岡山市	109.1	100.8	109.5	101.2	12
13	札 幌 市	108.8	100.5	108.9	100.6	14
14	相模原市	108.5	100.2	109.0	100.7	13
15	広 島 市	108.1	99.9	108.1	99.9	16
16	熊本市	107.7	99.5	108.6	100.3	15
17	新潟市	107.3	99.2	107.7	99.6	17
18	浜 松 市	105.9	97.9	105.8	97.8	19
19	大 阪 市	104.4	96.4	103.8	95.9	20
20	堺市	102.7	94.9	106.3	98.3	18

(5) 中核市(全42市) のラスパイレス指数の状況≪指数が高い順≫

平成25年4月1日現在

<第5表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

<第5次		H25.4.1	H24.4.1		加去人	.+. l++ ++	H25.4.1	H24.4.1
順位	中核市名	指数 参考値	指数 参考値	順位	順位	中核市名	指数 参考値	指数参考值順
1	西 宮 市	111.5 103.0	112.4 103.9	1	22	金 沢 市	108.2	108.3 100.1
2	郡山市	111.3 102.8	111.1 102.7	2	23	盛 岡 市	108.1	99.9
3	宇都宮市	110.5 102.1	110.5 102.2	5	23	秋 田 市	108.1 99.9	108.8 100.5
3	大 津 市	110.5 102.1	110.2 101.9	7	23	松山市	108.1 99.9	108.4 100.2
5	大 分 市	110.3 101.9	110.5 102.1	5	23	高 知 市	108.1 99.9	99.3
6	船橋市	110.2 101.9	110.6 102.2	4	27	久 留 米 市	107.8 99.0	5 108.2 100.0
6	豊田市	110.2 101.8	111.0 102.6	3	28	東大阪市	107.6	1 108.8 100.6
8	柏市	110.1 101.7	109.8 101.4	10	29	高 崎 市	107.5	1 107.7 99.6
9	姫 路 市	110.0 101.6	109.8 101.5	10	29	和 歌 山 市	107.5	3 108.0 99.8
10	岐 阜 市	109.8 101.5	109.7 101.4	13	31	長 野 市	107.4 99.3	3 107.9 99.7
11	岡 崎 市	109.7 101.4	109.8 101.5	10	32	青 森 市	107.3 99.	107.9 99.7
12	いわき市	109.4 101.1	109.7 101.4	13	32	高 松 市	107.3 99.3	2 109.3 101.0
12	倉 敷 市	109.4 101.1	109.4 101.1	16	34	前 橋 市	107.1 99.0	107.2 99.1
14	横須賀市	109.3 101.0	109.9 101.6	8	34	長 崎 市	107.1 99.0	107.4 99.3
15	福 山 市	109.2 100.9	108.9 100.6	20	36	旭川市	107.0 98.9	98.7
16	川 越 市	109.1 100.8	109.2 100.9	18	36	豊中市	107.0 98.8	8 107.0 98.9
16	鹿児島市	109.1 100.8	109.9 101.6	8	38	高 槻 市	106.9	8 107.3 99.1
18	豊 橋 市	109.0 100.8	109.0 100.7	19	39	尼崎市	106.3 98.3	2 107.4 99.3
19	富山市	108.8 100.6	108.8 100.6	21	40	那 覇 市	106.1 98.) 106.5 98.4
20	下関市	108.7 100.5	108.8 100.6	21	41	奈 良 市	105.6 97.8	5 104.9 96.9
21	宮 崎 市	108.4 100.2	109.6 101.3	15	42	函 館 市	99.6 92.0	100.6 93.0

23	盛	岡	市	108.1	99.9	108.1	99.9	28
23	秋	田	市	108.1	99.9	108.8	100.5	21
23	松	Щ	市	108.1	99.9	108.4	100.2	25
23	高	知	市	108.1	99.9	107.5	99.3	33
27	久	留 米	市	107.8	99.6	108.2	100.0	27
28	東	大 阪	市	107.6	99.4	108.8	100.6	21
29	恒	崎	市	107.5	99.4	107.7	99.6	32
29	和	歌山	市	107.5	99.3	108.0	99.8	29
31	長	野	市	107.4	99.3	107.9	99.7	30
32	青	森	市	107.3	99.1	107.9	99.7	30
32	高	松	市	107.3	99.2	109.3	101.0	17
34	前	橋	市	107.1	99.0	107.2	99.1	37
34	長	崎	市	107.1	99.0	107.4	99.3	34
36	旭	Л	市	107.0	98.9	106.7	98.7	39
36	蝍	中	市	107.0	98.8	107.0	98.9	38
38	恒	槻	市	106.9	98.8	107.3	99.1	36
39	尼	崎	市	106.3	98.2	107.4	99.3	34
40	那	覇	市	106.1	98.0	106.5	98.4	
41	奈	良	市	105.6	97.5	104.9	96.9	40
42	函	館	市	99.6	92.0	100.6	93.0	41

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く。全1,680団体)のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年4月1日現在

(上位団体)

(工江)		プロナナ カ	H25.4	.1	H24.4.1		
順位	П	区町村名 	指数	参考値	指 数	参考値	順位
1	兵庫県	芦屋市	114.0	105.3	113.7	105.1	1
2	千葉県	八千代市	112.4	103.8	111.1	102.6	22
3	兵庫県	伊丹市	112.3	103.8	111.2	102.8	20
4	千葉県	松戸市	112.0	103.5	111.0	102.6	25
5	千葉県	芝 山 町	111.9	103.4	110.4	102.0	45
6	東京者	武蔵野市	111.8	103.2	110.8	102.3	32
7	埼玉県	熊谷市	111.6	103.0	112.1	103.5	7
8	埼玉県	川口市	111.5	103.0	111.4	103.0	17
8	千葉県	市川市	111.5	103.0	112.4	103.9	6
8	千葉県	神 崎 町	111.5	102.9	112.7	103.9	5
11	東京者	町田市	111.3	102.9	110.4	102.1	45
11	東京者	福生市	111.3	102.8	109.6	101.3	83
11	愛知県	東海市	111.3	102.9	111.2	102.8	20
14	千 葉 県	市原市	111.2	102.7	111.5	103.0	15
14	東京者	稲 城 市	111.2	102.7	110.3	101.9	51
14	三重県	1四日市市	111.2	102.7	110.8	102.4	32
17	埼玉県	上 尾 市	111.1	102.6	111.4	103.0	17
17	埼玉県	月 田 市	111.1	102.7	111.9	103.4	10
17	千 葉 県	我孫子市	111.1	102.6	111.6	103.1	14
17	千葉県	神ケ浦市	111.1	102.7	110.7	102.4	36
17	東京都	小金井市	111.1	102.6	110.6	102.1	40
22	埼玉県	越谷市	111.0	102.5	110.3	102.0	51
22	埼玉県	林川 市	111.0	102.6	111.9	103.5	10
22	静岡県	熱海市	111.0	102.5	110.4	102.0	45
22	静岡県	三島 市	111.0	102.5	110.7	102.2	36
22	兵庫県	三田市	111.0	102.6	111.3	102.9	19

順位	市区町村名						H25.4.	.1	H24.4.1		
/庆区			i la 🗠	J 1	11√□		指数	参考値	指 数	参考值	順位
22	長	崎	県	時	津	町	111.0	102.5	111.0	102.5	25
28	東	京	都	瑞	穂	町	110.9	102.4	109.3	101.0	112
28	愛	知	県	岩	倉	市	110.9	102.5	110.8	102.4	32
30	埼	玉	県	滑	Л	町	110.8	102.4	111.0	102.5	25
30	千	葉	県	鎌	ケ谷	市	110.8	102.3	112.0	103.5	9
30	東	京	都	調	布	市	110.8	102.3	110.8	102.3	32
30	愛	知	県	犬	山	市	110.8	102.4	111.0	102.6	25
34	神	奈川	県	藤	沢	市	110.7	102.3	113.4	104.8	3
34	静	岡	県	沼	津	市	110.7	102.3	110.6	102.3	40
34	広	島	県	竹	原	市	110.7	102.2	111.0	102.6	25
37	埼	玉	県	入	間	市	110.6	102.2	110.4	102.0	45
37	静	岡	県	御	殿 場	市	110.6	102.2	111.1	102.7	22
39	埼	玉	県	八	潮	市	110.5	102.0	111.5	103.0	15
39	大	阪	府	阪	南	市	110.5	102.0	108.8	100.5	167
39	大	分	県	日	田	市	110.5	102.1	110.7	102.3	36
42	東	京	都	国	分 寺	市	110.4	102.0	109.2	100.9	119
42	東	京	都	狛	江	市	110.4	101.9	109.4	101.0	101
42	東	京	都	羽	村	市	110.4	101.9	109.4	101.1	101
42	神	奈川	県	開	成	町	110.4	102.0	109.4	101.1	101
42	静	岡	県	藤	枝	市	110.4	102.0	110.0	101.7	63
47	埼	玉	県	和	光	市	110.3	101.9	110.2	101.9	56
47	埼	玉	県	北	本	市	110.3	101.9	110.3	101.9	51
47	千	葉	県	佐	倉	市	110.3	101.9	111.0	102.5	25
47	岡	Щ	県	玉	野	市	110.3	101.9	109.7	101.4	76
47	福	岡	県	行	橋	市	110.3	101.9	111.1	102.7	22

平成25年4月1日現在

(下位団体)

「「「「」		#12	- m	ŀ +⊅		H25.4	.1		H24.4.1	
順位		ΠВ	<u>-</u> ш] /	村名		指数	参考値	指 数	参考値	順位
1	大 分	県	姫	島	村	78.6	72.5	78.9	72.9	1
2	新 潟	県	粟	島浦	前村	79.6	73.4	81.6	75.3	2
3	北 海	道	タ	張	市	83.1	76.7	82.4	76.1	3
4	北 海	道	留	萌	市	85.5	79.0	85.5	79.0	4
5	青森	県	大	鰐	町	87.7	81.0	89.2	82.4	5
6	沖縄	県	多	良間	村	88.2	81.4	90.5	83.4	8
7	沖縄	県	与	那国	町	89.7	82.7	94.0	86.9	26
8	京都	府	笠	置	町	90.9	83.9	93.3	86.0	19
8	鹿児島	県	与	論	町	90.9	83.9	89.9	83.0	7
10	鹿児島	県	伊	仙	町	91.0	84.0	89.2	82.4	5
11	愛 媛	県	上	島	町	91.4	84.4	92.5	85.5	12
12	沖縄	県	座	間味	村	92.2	85.0	105.2	97.1	929
13	沖縄	県	伊	平屋	計村	92.3	85.3	91.1	84.1	9
14	東京	都	御	蔵島	,村	92.8	85.6	92.5	85.4	12
14	石 川	県	穴	水	町	92.8	85.8	93.6	86.5	22
16	埼 玉	県	皆	野	町	93.0	85.9	92.5	85.4	12
16	石 川	県	中	能 登	三町	93.0	85.9	92.5	85.5	12
18	福井	県	池	田	町	93.4	86.2	92.5	85.4	12
18	沖縄	県	粟	国	村	93.4	86.2	92.0	84.8	11
20	鹿児島	県	徳	之島	,町	93.5	86.4	93.5	86.4	21
21	奈 良	県	天	Ш	村	93.9	86.7	93.6	86.5	22
22	奈 良	県	下	北山	村	94.0	86.7	92.5	85.3	12
22	愛 媛	県	愛	南	町	94.0	86.8	93.3	86.2	19
24	沖縄	県	北	大東	〔村	94.1	86.9	94.4	87.3	29
25	石 川	県	宝	達志フ	火町	94.2	86.9	94.1	86.8	27
26	沖縄	県	東		村	94.3	87.0	95.6	88.2	39

順份	市区町	*±+ <i>P</i>	H25.4	.1		H24.4.1	
順位	II1 (Cm)	刊名	指数	参考値	指 数	参考値	順位
26	沖縄県渡	名喜村	94.3	87.1	94.7	87.4	30
28	青森県黒	. 石 市	94.7	87.5	93.7	86.6	24
29	秋田県井	川町	95.0	87.8	96.1	88.8	43
30	東京都青	ヶ島村	95.2	88.3	94.7	87.8	30
31	愛媛県伊	方 町	95.3	88.0	94.8	87.6	32
32	岐阜県白	川町	95.4	88.0	93.7	86.5	24
33	秋田県八	郎潟町	95.5	88.4	95.6	88.5	39
33	群馬県神	流町	95.5	88.3	96.9	89.6	51
35	沖縄県南	大東村	95.6	88.3	94.3	87.2	28
36	愛知県東	栄 町	95.7	88.4	96.1	88.7	43
36	高知県佐	川町	95.7	88.4	99.4	91.7	168
38	岩 手 県田	野畑村	95.8	88.5	96.9	89.4	51
38	大阪府泉	佐野市	95.8	88.4	94.9	87.7	34
40	群馬県上	野村	95.9	88.6	97.9	90.4	84
41	鹿児島県 阿	久根市	96.0	88.7	97.3	89.8	64
42	長野県泰	阜村	96.1	88.6	96.1	88.7	43
43	東京都三	宅 村	96.2	88.9	95.5	88.2	37
43	岐阜県東	白川村	96.2	88.7	97.2	89.8	62
43	和歌山県高	野町	96.2	88.9	97.5	90.1	69
46	宮崎県西	米良村	96.4	89.1	96.0	88.6	42
47	奈良県上	牧 町	96.5	89.1	92.5	85.4	12
48	岐阜県池	田町	96.6	89.2	96.6	89.2	48
48	熊本県産	山村	96.6	89.1	97.8	90.2	80
50	福島県泉	崎 村	96.7	89.1	97.6	90.0	71
50	山梨県小	、 菅 村	96.7	89.4	97.2	89.8	62
50	奈良県上	北山村	96.7	89.2	95.3	87.9	36

(7) 都道府県のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)≪指数が高い順≫

<第7表 都道府県のラスパイレス指数>

H25.4.1 H25.7.1 順位 都道府県名 指数 指数 順位 東 111.1 111.1 1 京 都 1 静 畄 県 111.1 111.3 1 12 3 県 108.8 108.8 Ш 形 108.6 14 4 愛 知 県 108.7 17 5 108.5 108.5 新 潟 県 6 105.7 38 香 Ш 県 105.9 7 県 103.4 109.1 10 重 8 神奈川県 102.8 105.9 38 9 102.7 3 栃 木 県 110.2 10 秋 田 県 101.7 106.9 33 10 岐 阜 県 101.7 106.4 37 3 12 福 畄 県 101.6 110.2 6 101.5 13 千 県 109.7 葉 埼 101.4 5 14 玉 県 109.8 15 茨 県 101.3 109.3 7 城 101.2 11 16 福 島 県 109.0 阪 16 大 府 101.2 101.2 46 7 18 群 馬 県 101.1 109.3 16 19 100.9 108.6 和歌山県 20 徳 県 100.8 105.0 44 島 9 県 21 城 100.6 109.2 宮 21 県 100.6 107.9 21 滋 賀 21 兵 庫 県 100.6 105.8 40 24 Ш 梨 県 100.4 108.3 19

平成25年7月1日現在

四五 /士	如关应用力	H25.7.1	H25.4	4.1
順位	都道府県名	指数	指数	順位
24	奈 良 県	100.4	108.7	14
24	熊 本 県	100.4	108.8	12
24	大 分 県	100.4	108.5	17
28	山口県	100.3	108.3	19
29	長 野 県	100.0	106.5	35
29	島根県	100.0	105.5	43
31	石 川 県	99.9	107.6	26
31	愛 媛 県	99.9	107.1	30
33	岡山県	99.7	107.8	22
33	高 知 県	99.7	106.7	34
35	富山県	99.6	107.8	22
35	福 井 県	99.6	107.5	27
35	広 島 県	99.6	107.7	25
38	青 森 県	99.5	107.2	29
38	京 都 府	99.5	107.1	30
38	宮崎県	99.5	105.8	40
41	北 海 道	99.3	101.9	45
41	佐 賀 県	99.3	107.8	22
41	沖縄県	99.3	107.0	32
44	鹿児島県	99.2	105.8	40
45	岩 手 県	99.0	106.5	35
45	鳥取県	99.0	99.1	47
47	長 崎 県	98.9	107.3	28

(8) 指定都市のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)≪指数が高い順≫

<第8表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	H25.7.1	H25.	4.1
川只江	1日足101111石	指数	指数	順位
1	川崎市	112.0	112.3	1
2	静岡市	111.0	111.0	5
3	仙台市	109.3	109.5	11
4	岡山市	109.0	109.1	12
5	札 幌 市	108.4	108.8	13
6	名古屋市	108.1	111.6	3
7	新 潟 市	107.1	107.3	17
8	神戸市	107.0	110.3	9
9	横浜市	106.2	111.9	2
10	浜 松 市	105.6	105.9	18

順位	指定都市名	H25.7.1	H25.	4.1
川只7立	1日任101111石	指数	指数	順位
11	京 都 市	105.4	110.3	9
12	千 葉 市	105.1	110.4	7
13	大 阪 市	104.3	104.4	19
14	北九州市	103.3	111.5	4
15	福 岡 市	103.0	110.7	6
16	堺 市	102.5	102.7	20
17	さいたま市	102.3	110.4	7
17	相模原市	102.3	108.5	14
19	広 島 市	101.5	108.1	15
20	熊 本 市	99.7	107.7	16

(9) 中核市(全42市) のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)≪指数が高い順≫

平成25年7月1日現在

<第9表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

- 第34	T12	1)1 (** 72	.111/07/77	ヘハイレス旧奴ノ				
順位		山技士	Þ	H25.7.1	H25.4	1.1		
川貝1公	中核市名		指数	指数	順位			
1	西	宮	市	113.4	111.5	1		
2	柏		市	111.5	110.1	8		
3	郡	山	市	110.7	111.3	2		
4	大	津	市	110.4	110.5	3		
5	豊	田	市	110.2	110.2	6		
6	船	橋	市	110.0	110.2	6		
7	岡	崎	市	109.7	109.7	11		
8	V	わき	き市	109.3	109.4	12		
9	福	Щ	市	109.1	109.2	15		
10	横	須 貧	買市	109.0	109.3	14		
11	Щ	越	市	108.9	109.1	16		
11	大	分	市	108.9	110.3	5		
13	秋	田	市	107.9	108.1	23		
13	高	知	市	107.9	108.1	23		
15	東	大	反 市	107.4	107.6	28		
16	長	野	市	107.3	107.4	31		
17	前	橋	市	107.1	107.1	34		
18	青	森	市	106.9	107.3	32		
19	豊	中	市	106.8	107.0	36		
20	旭	Л	市	106.7	107.0	36		
21	高	槻	市	106.6	106.9	38		

順位		中核市名		H25.7.1	H25.4	1.1
70(12				指数	指数	順位
22	尼	崎	市	106.0	106.3	39
23	岐	阜	市	105.7	109.8	10
23	那	覇	市	105.7	106.1	40
25	豊	橋	市	104.6	109.0	18
26	高	松	市	104.4	107.3	32
27	和	歌山	市	103.6	107.5	29
28	宮	崎	市	103.0	108.4	21
29	下	関	市	102.7	108.7	20
30	宇	都宮	市	102.5	110.5	3
31	倉	敷	市	102.2	109.4	12
32	長	崎	市	101.6	107.1	34
33	姫	路	市	101.4	110.0	9
34	富	Щ	市	100.6	108.8	19
35	鹿	児 島	市	100.4	109.1	16
36	松	山	市	100.0	108.1	23
37	金	沢	市	99.8	108.2	22
37	奈	良	市	99.8	105.6	41
39	盛	岡	市	99.7	108.1	23
39	久	留 米	市	99.7	107.8	27
41	函	館	市	99.4	99.6	42
42	高	崎	市	99.3	107.5	29

(10) 市区町村(指定都市及び中核市を除く。全1,680団体)のラスパイレス指数の状況(H25.7.1現在)

<第10表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年7月1日現在

(上位団体)

加五/卡			ш	<i>H</i> -	h		H25.7.1	H25.4	.1
順位			団	体	石		指数	指数	順位
1	兵	庫	県	芦	屋	市	113.8	114.0	1
2	東	京	都	武	蔵 野	市	113.2	111.8	6
3	千	葉	県	我	孫 子	市	112.7	111.1	17
4	大	阪	府	松	原	市	112.4	108.5	184
5	東	京	都	小	金井	市	112.3	111.1	17
6	千	葉	県	八	千代	市	112.2	112.4	2
6	神	奈川	県	藤	沢	市	112.2	110.7	34
6	兵	庫	県	伊	丹	市	112.2	112.3	3
9	千	葉	県	鎌	ケ谷	市	112.1	110.8	30
10	静	岡	県	御	殿場	市	111.8	110.6	37
11	福	島	県	福	島	市	111.7	109.7	75
11	東	京	都	国	分 寺	市	111.7	110.4	42
13	千	葉	県	松	戸	市	111.5	112.0	4
13	静	岡	県	富	士	市	111.5	110.1	57
15	+	葉	県	芝	Щ	町	111.4	111.9	5
16	愛	知	県	東	海	市	111.3	111.3	11
17	+	葉	県	市	ЛП	市	111.2	111.5	8
17	東	京	都	町	田	市	111.2	111.3	11
17	東	京	都	稲	城	市	111.2	111.2	14
17	111	重	県	四	日市	市	111.2	111.2	14
21	千	葉	県	市	原	市	111.1	111.2	14
21	東	京	都	福	生	市	111.1	111.3	11
23	千	葉	県	袖	ケ浦	市	110.9	111.1	17
23	静	岡	県	熱	海	市	110.9	111.0	22
25	東	京	都	瑞	穂	町	110.8	110.9	28

順法			□	<i>l</i> +	Þ		H25.7.1	H25.4	.1
順位			団	体	名		指数	指数	順位
26	埼	玉	県	越	谷	市	110.7	111.0	22
26	東	京	都	青	梅	市	110.7	109.3	101
26	兵	庫	県	[1]	田	市	110.7	111.0	22
29	神	奈川	県	逗	子	市	110.6	109.2	107
29	愛	知	県	岩	倉	市	110.6	110.9	28
31	東	京	都	調	布	市	110.5	110.8	30
31	愛	知	県	犬	Щ	市	110.5	110.8	30
33	埼	玉	県	入	間	市	110.4	110.6	37
33	東	京	都	多	摩	市	110.4	109.4	93
33	神	奈川	県	開	成	町	110.4	110.4	42
33	静	岡	県	111	島	市	110.4	111.0	22
37	静	岡	県	藤	枝	市	110.3	110.4	42
37	福	岡	県	行	橋	市	110.3	110.3	47
39	埼	玉	県	和	光	市	110.2	110.3	47
39	東	京	都	羽	村	市	110.2	110.4	42
39	愛	知	県	豊	Ш	市	110.2	110.2	52
39	大	阪	府	阪	南	市	110.2	110.5	39
43	千	葉	県	佐	倉	市	110.1	110.3	47
43	東	京	都	狛	江	市	110.1	110.4	42
43	愛	知	県	小	牧	市	110.1	110.2	52
43	大	分	県	日	田	市	110.1	110.5	39
47	Ξ	重	県	鈴	鹿	市	110.0	110.1	57
48	福	島	県	桑	折	町	109.9	109.9	64
48	千	葉	県	木	更 津	市	109.9	109.8	68
48	千	葉	県	成	田	市	109.9	110.0	60

平成25年7月1日現在

(下位団体)

(下1立回	14.7	寸		<i>I</i> +-	H25.7.1		H25.4	ł.1		
順位		旦 件			名			指数	指数	順位
1	大	分	県	姫	島	ĵ	村	76.8	78.6	1
2	新	潟	県	栗	島	浦	村	79.6	79.6	2
3	北	海	道	夕	張	ŧ	市	82.9	83.1	3
4	北	海	道	留	萌	Î	市	85.3	85.5	4
5	青	森	県	大	鰐	7	町	87.7	87.7	5
6	沖	縄	県	与	那	国	町	89.0	89.7	7
7	京	都	府	笠	置	į	町	90.1	90.9	8
8	鹿	児島	県	与	論	ì	町	90.7	90.9	8
9	鹿	児島	県	伊	仙]	町	90.9	91.0	10
10	沖	縄	県	渡	名	喜	村	91.3	94.3	26
11	石	Ш	県	穴	水	;	町	91.7	92.8	14
12	愛	媛	県	上	島	ĵ	町	91.9	91.4	11
13	東	京	都	御	蔵	島	村	92.1	92.8	14
14	沖	縄	県	座	間	味	村	92.2	92.2	12
15	沖	縄	県	伊	平	屋	村	92.3	92.3	13
16	鹿	児島	県	徳	之	島	町	92.6	93.5	20
17	石	Ш	県	中	能	登	町	92.9	93.0	16
18	埼	玉	県	皆	野	5	町	93.0	93.0	16
19	沖	縄	県	多	良	間	村	93.1	88.2	6
20	秋	田	県	八	郎	澙	町	93.4	95.5	33
20	福	井	県	池	圧	1	町	93.4	93.4	18
22	沖	縄	県	粟	玉]	村	93.5	93.4	18
23	愛	媛	県	愛	南	ĵ	町	93.6	94.0	22
24	青	森	県	黒	石	ī	市	94.0	94.7	28
24	奈	良	県	下	北	Щ	村	94.0	94.0	22
24	沖	縄	県	北	大	東	村	94.0	94.1	24

						_			
順位		F	寸	体	名		H25.7.1	H25.4	1.1
川只江上			য়া	144	1 1		指数	指数	順位
27	沖	縄	県	東		村	94.1	94.3	26
28	石	Ш	県	宝	達志水	(町	94.2	94.2	25
28	奈	良	県	天	Щ	村	94.2	93.9	21
30	東	京	都	111	宅	村	94.3	96.2	43
30	沖	縄	県	南	大 東	村	94.3	95.6	35
32	岐	阜	県	白	Щ	町	94.7	95.4	32
33	長	野	県	売	木	村	94.8	96.9	54
34	愛	媛	県	伊	方	町	94.9	95.3	31
35	秋	田	県	井	Щ	町	95.0	95.0	29
36	東	京	都	青	ケ島	村	95.2	95.2	30
37	岩	手	県	田	野 畑	村	95.4	95.8	38
38	群	馬	県	神	流	町	95.5	95.5	33
39	大	阪	府	泉	佐 野	市	95.6	95.8	38
40	群	馬	県	上	野	村	95.7	95.9	40
40	愛	知	県	東	栄	町	95.7	95.7	36
42	岐	阜	県	東	白 川	村	95.8	96.2	43
43	長	野	県	泰	阜	村	96.0	96.1	42
43	鹿児	息島	県	冏	久 根	市	96.0	96.0	41
45	和哥	大山	県	高	野	町	96.1	96.2	43
45	高	知	県	佐	Ш	町	96.1	95.7	36
45	福	岡	県	田	Ш	市	96.1	103.7	637
45	福	岡	県	う	きは	市	96.1	104.0	696
49	和哥	大山	県	湯	浅	町	96.2	99.3	154
49	島	根	県	奥	出雲	町	96.2	99.4	158
49	宮	崎	県	西	米 良	村	96.2	96.4	46
	-								

2 平均給与月額

<第11表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳•円)

J	職種区分	年	平均 年齢	平均給料 月 額	諸手当 月 額	平均給与 月 額	平均給与 月 額 (国比較ベース)
	全職種	H25	42.5	337,404	82,629	420,033	378,380
	土坝作	H24	42.7	339,171	82,459	421,630	380,826
	一般行政職	H25	42.8	328, 842	80, 177	409, 019	370, 822
	一放打圾椒	H24	43. 1	331, 189	80, 081	411, 270	373, 923
	技能労務職	H25	48. 3	319, 325	61, 370	380, 695	356, 855
主	汉 胚 力 伤 啾	H24	48. 1	318, 959	61, 907	380, 866	357, 233
な	高等学校	H25	44. 8	383, 266	60, 590	443, 856	420, 485
内	教育職	H24	44. 8	384, 493	61, 280	445, 773	422, 397
訳	小・中学校	H25	43. 6	367, 031	52, 724	419, 755	403, 243
	教育職	H24	43.8	368, 725	53, 172	421, 897	405, 388
	数宏观	H25	39. 0	320, 810	140, 939	461, 749	364, 672
	警察職	H24	39. 3	322, 203	140, 658	462, 861	367, 205

		(単位:歳·円)		
	国家公務	員		
平均 年齢	平均俸給 月 額	平均給与 月 額		
43.0	318,352 (343,646)	384,842 (413,983)		
42.8	317,013 (342,168)	382,800 (411,745)		
43. 1	307, 220 (332, 446)	376, 257 (405, 463)		
42.8	304, 944 (329, 917)	372, 906 (401, 789)		
49. 9	272, 119 (286, 850)	309, 534 (325, 400)		
49. 7	270, 465 (285, 030)	307, 506 (323, 181)		
_	_	_		
_	_	_		
_	_	_		
_	_	_		
41. 2	297, 683 (316, 267)	346, 775 (367, 489)		
41. 2	297, 622 (316, 195)	346, 716 (367, 421)		

- ※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を 合計したものである。

(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

- 3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。
- 5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。
- 6 国家公務員の「平均俸給月額」及び「平均給与月額」欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

<第12表 団体区分別平均給与月額(一般行政職·H25)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
全地方公共団体	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822
都 道 府 県	43.4	335,404	84,569	419,973	375,236
指定都市	42.3	332,553	112,278	444,831	391,372
市	42.7	326,837	73,320	400,157	366,159
町村	42.5	313,855	45,381	359,236	341,234
特 別 区	42.5	325,508	120,294	445,802	403,409
玉	43.1	307,220 (332,446)	_		376,257 (405,463)

^{※ 1} 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第11表に同じ。

² 国の欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

3 特殊勤務手当

<第13表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

				H1	H15		H24		.5	H24 → H25		H15-	H15→ H25	
	団体	区分	支給額		職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	
全	地力	公	共	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	
団			体	18,101	5,813	15,329	5,529	15,581	5,653	252	124	△ 2,520	△ 160	
都	道	府	県	6,961	4,270	6,941	4,580	7,011	4,649	70	69	50	379	
指	定	都	市	2,642	10,910	1,136	4,678	1,113	4,621	△ 23	△ 57	△ 1,529	△ 6,289	
	तं	1		5,213	7,585	5,190	7,265	5,284	7,450	94	185	71	△ 135	
町			村	1,196	3,441	569	4,025	566	4,066	△ 3	41	△ 630	625	
特	另	IJ	区	249	3,328	60	968	59	963	△ 1	△ 5	△ 190	△ 2,365	

<第14表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

	職種区分			H1	5	H2	4	H2	25	H24→H25	H15→H25
	4取7里1	△ 刀		職員数	職員1人 職員数 職員1人 当たり		職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
				(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)
全	暗	È	種	3,113,826	5,813	2,772,480	5,529	2,756,186	5,653	124	△ 160
_	般行	. 政	て職	965,356	1,032	834,873	414	832,814	427	13	△ 605
医師	币・歯和	斗医	師職	23,344	164,666	12,596	217,507	12,289	224,165	6,658	59,499
看:	護・付	呆 倭	書 職	157,095	16,610	96,473	13,369	94,425	13,498	129	△ 3,112
消	防	î	職	153,115	8,203	157,128	5,883	157,658	5,830	△ 53	△ 2,373
警	察		職	237,963	10,504	255,734	9,071	256,026	9,119	48	△ 1,385

^{※ 「}高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区分	特殊勤務手当の例
医師•歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護•保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など
高等学校教育職 小·中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について

1. 概要

国と地方の給与比較のあり方について、地方から様々な意見が寄せられていることを踏まえ、今後の国・地方の給与比較のあり方について意見交換の場を設け、平成25年12月~平成26年2月に2回にわたり議論を行った。

<メンバー>

総務省:公務員部長、公務員課長、給与能率推進室長

地方側:全国知事会、全国市長会、全国町村会の推薦団体(岐阜県、さいたま市、さぬき市、

宮城県利府町) の部課長等

2. 意見交換における主な意見

・現行のラスパイレス指数には、一定の合理性や長年の実績がある。

- ・給与実態調査の公表の際、国と地方では手当に差があること、平均給与月額では地方の方が低いことなど分かりやすく公表すべきではないか。
- ・給与比較において、地域手当を何らか加味すべきではないか。
- ・指定職の職務や責任、給与制度の相違はあるが、国の行政の中の典型的な職種でもあることから、ラスパイレス指数に指定職も含めた場合の試算をしてはどうか。

などの意見があった。

3. 意見を踏まえた対応

2の意見を踏まえ、地方公務員給与実態調査の公表において、以下の充実 を図った。

- ① 国と地方の給与について、給与に占める給料と手当の状況、平均給与月額 の推移などラスパイレス指数以外の数値を分かりやすく公表
 - →ポイント「2 平均給与月額」
- ② 各団体の地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」を算出し公表
 - →14頁「参考 地域手当補正後ラスパイレス指数」
- ③ ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値を算出し公表
 - →15 頁「参考 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値」

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間 賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手 当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手 当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参 考として算出したものである。

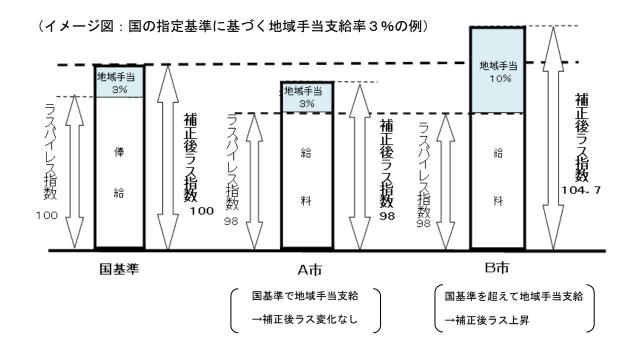
1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

地域手当補正後ラスパイレス指数 =

1 +当該団体の地域手当支給率

補正前のラスパイレス指数 × 1+国の指定基準に基づく地域手当支給率 ※

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町 村職員への加重平均支給率」として算出。



2 地域手当補正後ラスパイレス指数(団体区分別平均)

区分	ラスパイ	レス指数	地域手当社 ラスパイレ		差引		
	Α	(参考値)	В	(参考値)	B-A	(参考値)	
全地方公共団体	106.9	98.8	106.7	98.7	△ 0.2	△ 0.1	
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.8	△ 0.5	△ 0.5	
指定都市	109.1	100.8	108.8	100.5	△ 0.3	△ 0.3	
市	106.6	98.5	106.7	98.6	0.1	0.1	
町 村	103.2	95.4	103.4	95.6	0.2	0.2	
特 別 区	108.2	100.0	108.2	100.0	0.0	0.0	

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が 特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、 行政職俸給表(一)適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラス パイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が 多く出ていることを踏まえ、今般、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される主な官職

号俸	主な官職
	事務次官、
八号俸	会計検査院事務総長、人事院事務総長、
	警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官 等
七号俸	警視総監
	会計検査院事務総局次長、内閣府審議官、
 	公正取引委員会事務総長、警察庁次長、
六 号俸	総務審議官、外務審議官、財務官、技監、
	原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長 等
五号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
m = /=	内部部局の長、
四号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
	外局の次長、
三号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
	本府省の部長 等、
一号俸又は二号俸	その他上記に掲げる施設以外の長 等

指定職俸給表適用職員数(平成25年4月1日現在)

843人

(行政職俸給表(一)適用職員数(")

139, 545人)

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値(団体区分別平均)

<試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記843人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額(給料額)には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成25年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表(一)」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成25年4月1日現在

区分	ラスパイ	レス指数	指定職を含 場合の試		差引		
	Α	(参考値)	В	(参考値)	B-A	(参考値)	
全地方公共団	体 106.9	98.8	106.3	98.2	△ 0.6	△ 0.6	
都道府则	具 107.4	99.3	106.9	98.7	△ 0.5	△ 0.6	
指定都市	市 109.1	100.8	108.5	100.3	△ 0.6	△ 0.5	
市	106.6	98.5	106.1	98.0	△ 0.5	△ 0.5	
町村	103.2	95.4	102.7	94.9	△ 0.5	△ 0.5	
特 別 🛭	108.2	100.0	107.6	99.4	△ 0.6	△ 0.6	

^{※「}参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

2 他の給与関連調査結果

<参考1> 給与制度·運用の適正化状況 ····· P17
<参考2> 地方公務員給与の「わたり」の状況について ・・・・・・・・・ P18
<参考3> 地方公務員の地域手当について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<参考4> 地方公務員の自宅に係る住居手当について ・・・・・・・・・・・ P23

平成26年3月 総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当: 土屋·小林 電話: 03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23248)

給与制度・運用の適正化状況

平成24年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ77団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ696団体であった。

〇 平成24年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

						\\\—\ \L_ \\ \L_ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
区	分	初任給基準 の 是 正	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道	府県	0	0	0	0	0
指定	都市	1	1	1	0	3
市	区	9	15	12	5	41
町	村	8	6	6	13	33
Ē	; †	18	22	19	18	77

区分		計	皆手当の適正(ኒ	退職手当	小 計	合 計
		特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当	の是正	(B)	(A) + (B)
都道	府県	13	15	2	21	51	51
指定	都市	1	6	1	4	12	15
市	区	63	108	46	155	372	413
町	村	34	71	44	112	261	294
1	Ħ	111	200	93	292	696	773

⁽注)団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ 格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表 又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 (職務給の原則

「わたり」の制度のある団体(平成25年4月1日時点)

「わたり」の制度のある団体は69団体(3.9%)

〔対前年度比:▲16団体〕

(単位:団体数)

	区分	平成 2 5 年 4 月 1 日時点	平成 2 4 年 4 月 1 日時点	H25-H24	(参考) 平成21年 4月1日時点
全	豆 体	69/1, 789 (3. 9%)	85/1, 789 (4. 8%)	▲16団体	221 / 1, 847 (12. 0%)
	都道府県	0/ 47 (0.0%)	0 / 47 (0.0%)	増減なし	3 / 47 (6. 4%)
	指定都市	0/20 (0.0%)	0 / 20 (0.0%)	増減なし	1/ 18 (5. 6%)
	市	52/767 (6. 8%)	67/767 (8.7%)	▲15団体	127/765 (16.6%)
	町村	17/932 (1.8%)	18/932 (1.9%)	▲ 1団体	90/994 (9. 1%)
	特別区	0/23 (0.0%)	0 / 23 (0.0%)	増減なし	0 / 23 (0.0%)

^{※1} 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

^{※2} 上記のほか、都道府県・指定都市においては、「わたり」に係る課題のある団体(団体側は「わたり」で はないとしているが、 説明が不十分と考えられるもの。)が、平成21年で5団体、平成24年で1団体、平成25年は 0団体となっている。

<参考2一②>

〇 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

平成25年4月1日現在

	団体数	人数			月1日現 <u>在</u> 年度比
都道府県名	(団体)	(人)	市区町村名	(団体)	(人)
北海道	8	79	室蘭市、苫小牧市、登別市、八雲町、東神楽町、音威子府村、 幕別町、芽室町	1	▲ 26
茨 城 県				1	A 3
群馬県	1	2	南牧村	0	1
埼 玉 県	4	1, 150	川越市、草加市、越谷市、三芳町	0	▲ 273
千葉県	1	69	浦安市	1	▲ 93
神奈川県	1	25	鎌倉市	0	A 5
長野県	9	369	長野市、松本市、上田市、茅野市、南相木村、軽井沢町、飯島町、 南木曽町、王滝村	1	▲ 68
岐阜県				1	▲ 111
静岡県	2	31	熱海市、伊東市	0	1 4
三重県	1	1	紀宝町	0	1
大阪府	15	2, 982	豊中市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、 富田林市、大東市、箕面市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、 泉南市、阪南市	A 4	▲ 165
奈 良 県	6	967	奈良市、大和郡山市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	0	▲ 74
広島県	1	319	三次市	0	▲ 24
香川県	2		坂出市、直島町	0	▲ 13
大分県	9	1, 152	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、 由布市、玖珠町	1	▲ 229
宮崎県	3	240	小林市、日向市、えびの市	1	▲ 153
鹿児島県	5	1, 289	鹿児島市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、天城町	A 5	▲ 549
沖縄県	1	12	名護市	0	1
合 計	69	8, 724		1 6	▲ 1,801

[※]上記のほか、「わたり」に係る課題を見直した団体として、大阪市がある。

<参考2一③>

〇「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成25年4月1日現在

1 都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、島根県、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、苫小牧市、石狩市、木古内町、七飯町、せたな町、余市町、奈井江町、長沼町、 新十津川町、鷹栖町、上川町、美瑛町、小平町、美幌町、中標津町
青 森 県	弘前市、黒石市
岩 手 県	釜石市、金ケ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	鶴岡市、酒田市、上山市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨 城 県	下妻市、茨城町
栃木県	真岡市、益子町
千葉県	袖ケ浦市、大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、東久留米市
神奈川県	横須賀市、小田原市
新潟県	上越市、湯沢町
富山県	魚津市
長野県	伊那市、佐久市
滋賀県	竜王町
京都府	城陽市、八幡市、久御山町
大 阪 府	岸和田市、池田市、吹田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕 面市、羽曳野市、門真市、高石市、四條畷市、忠岡町、熊取町
奈 良 県	田原本町
鳥取県	米子市、境港市
岡山県	津山市
広島県	呉市
徳島県	阿南市
高知県	安芸市、四万十市、香美市、馬路村、越知町、三原村
大 分 県	中津市、国東市、日出町
宮崎県	串間市、西都市、
鹿児島県	鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、伊佐市
沖縄県	石垣市、浦添市、沖縄市、うるま市

[%] 参考 2-2、参考 2-3と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約2割の団体(417団体/1,789団体、23.4%)において、地域手当を支給している。

地域手当を支給している団体のうち、

- ○国基準と同様の支給率である団体は、284団体(15.9%)
- ○国基準を上回る支給率である団体は、 78団体(4.4%)
- ○国基準を<u>下回る</u>支給率である団体は、 63団体(3.5%)

地域手当の支給状況 (平成25年4月1日時点)

	豆 八	地域手当		区分別		
	区分	支給団体数	同様	上回る	下回る	団体数
1	全団体	417 (23.3%)	284 (15.9%)	7 8 (4. 4%)	63 (3.5%)	1,789
	都道府県	27 (57.4%)	5 (10.6%)	1 (2. 1%)	2 4 (5 1. 1%)	47
	指定都市	18 (90.0%)	13 (65.0%)	0 (0%)	5 (25.0%)	20
	市町村	349 (20.5%)	2 4 3 (1 4. 3%)	7 7 (4. 5%)	3 5 (2. 1%)	1, 699
	特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	23

[※]国支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(8団体)が一部みられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

[※]割合は、区分別団体数に対するものである。

国基準を上回る支給率の団体について

全地方公共団体(1,789団体)のうち、

〇国基準を上回る支給率である団体は、78団体(4.4%)

○都道府県

4 7 団体中

○市町村 1,699団体中 77団体

※指定都市及び特別区については、該当団体無し。

1団体

国基準を上回る支給率の団体

都道府県

東京都 (当該団体支給率:17.65% 国基準支給率:16.61%)

市町村

以下の77市町村が該当。

都道府県名	市町村名	地域手当支	(給率(%)	# * 古 4	市町村名	地域手当支	地域手当支給率(%)		市町村名	地域手当支	地域手当支給率(%)	
都	印刷刊名	当該団体	国基準	都道府県名	中町刊名	当該団体	国基準	都道府県名	中国刊名	当該団体	国基準	
茨城県(1)	東海村	2.50	0.00		瑞穂町	10.50	0.00	愛知県(11)	岡崎市	8.00	3.00	
栃木県(1)	宇都宮市	6.00	5.79	1	日の出町	8.00	0.00		安城市	10.00	3.00	
群馬県(2)	前橋市	3.00	2.92	1	檜原村	7.50	0.00		西尾市	6.50	4.68	
	高崎市	3.00	2.70		奥多摩町	8.00	0.00		東海市	8.00	3.00	
埼玉県(9)	熊谷市	3.00	2.82	神奈川県(12)	平塚市	10.00	6.00		大府市	8.00	6.00	
	川口市	9.00	5.57		藤沢市	12.00	10.00		知立市	6.50	3.00	
	所沢市	8.00	6.00		南足柄市	5.00	0.00		高浜市	6.50	0.00	
	加須市	5.00	4.76		綾瀬市	10.00	3.00		みよし市	6.50	3.00	
	草加市	6.00	3.00		葉山町	10.00	6.00		長久手市	6.00	3.00	
	戸田市	8.00	6.00	:	寒川町	10.00	0.00		武豊町	3.00	0.00	
	朝霞市	10.00	6.00		中井町	3.00	0.00		幸田町	5.00	0.00	
	久喜市	3.00	2.63		大井町	3.00	0.00	三重県(5)	亀山市	4.00	0.00	
	三芳町	8.00	3.00		山北町	3.00	0.00		菰野町	2.00	0.00	
千葉県(9)	木更津市	3.00	0.00		開成町	3.00	0.00		朝日町	3.00	0.00	
	佐倉市	7.00	6.00		愛川町	10.00	0.00		川越町	3.00	0.00	
	柏市	6.50	6.00		清川村	10.00	0.00		明和町	1.00	0.00	
	市原市	7.00	6.00	山梨県(1)	昭和町	5.00	0.00	京都府(4)	向日市	6.00	3.00	
	流山市	7.00	3.00	長野県(1)	松本市	3.00	2.93		木津川市	3.00	2.88	
	鎌ヶ谷市	7.00	6.00	静岡県(8)	富士宮市	3.00	2.77		大山崎町	4.00	3.00	
	君津市	7.00	0.00		富士市	5.00	2.98		久御山町	5.00	0.00	
	富里市	3.00	0.00		焼津市	3.00	2.76	兵庫県(3)	明石市	9.00	3.00	
	芝山町	3.00	0.00		藤枝市	3.00	0.00		稲美町	3.00	0.00	
東京都(8)	三鷹市	15.00	10.00		湖西市	3.00	0.00		播磨町	3.00	0.00	
	東久留米市	10.00	6.00		清水町	6.00	0.00	福岡県(2) 月	宗像市	2.50	0.00	
	武蔵村山市	10.00	3.00		長泉町	6.00	0.00		苅田町	2.50	0.00	
	羽村市	12.00	6.00		小山町	6.00	0.00					

[※]各都道府県における表中()内の数値は、支給率が国基準を上回っている市町村数である。

[※]都道府県及び合併市町村の地域手当支給率については、地域ごとの支給率に対応した職員数の加重平均で算出している。

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の7割以上の団体(1,335団体/1,789団体、74.6%)が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の状況(平成25年4月1日時点)

	区 分	制度がない団体	制度が残っている団体	区分別 団体数	
4	全団体	1, 335団体 (74.6%)	454団体 (25.4%)	1,789団体	
	都道府県	45団体 (95.7%)	2団体 (4.3%)	4 7 団体	
	指定都市	10団体 (50.0%)	10団体 (50.0%)	20団体	
	市町村	1,280団体 (75.3%)	419団体 (24.7%)	1, 699団体	
	特別区	0団体 (0.0%)	23団体 (100%)	23団体	

[※]割合は、区分別団体数に対するものである。

^{※「}制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

<参考4一②>

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体(平成25年4月1日現在)

〇都道府県(2団体): 福井県、和歌山県

〇政令市(10団体): 札幌市、さいたま市、川崎市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、

北九州市、熊本市

〇市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
<u>北 海 道</u>	126	178
青森県	0	40
岩 手 県	0	33
宮城県	0	34
秋 田 県	0	34 25
山 形 県	0	35
福島県	0	59
茨 城 県	4	44
L 板 木 県	5	26
L 群 馬 県	0	35
┃ 埼 玉 県	36	62 53
上 葉 県	18	53
東京都	28	62
神 奈 川 県	23	30
新湯県	0	29
ロンド 国の出り 県 エロード コープ ロー・コード コード コード コード コード コード コード コード コード コード	1	15
日 日 川 県	0	19
┃ 福 井 県	2	17
L 以 梨 県	11	27
長 野 県	11	77
岐阜県	00	42
静岡県	9	33
愛 知 県	7	53
三	10	29
滋賀県	1	19
<u> 京 </u>	6	<u>25</u>
	0	41
<u> </u>	19	40
奈良県	9	39
和歌山県	11	30
<u> </u>	<u> </u>	19
島根県	0	19
<u> </u>	<u>2</u>	<u>26</u>
広島県	6	22
<u> </u>	1	19
徳島県	0	24
<u>香川県</u>	<u> </u>	1/
<u> </u>	12	<u> </u>
爱媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県	15 0 41	20 34 58 20 21
	<u>4 </u>	<u> </u>
<u>佐 </u>	<u> </u>	<u> </u>
	0 12	<u>21</u> 44
	1 <u>1 Z</u> 1 7	<u>44</u> 10
	17	18 26
	0 17	<u> </u>
能 本 県 大 分 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県 沖 縄 県	17	43 41
<u> </u>	140	41
合 計	442	1,722

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年3月25日

平成25年地方公共団体定員管理調査結果の概要

平成25年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査結果の 概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当:和泉課長補佐·酒井係長

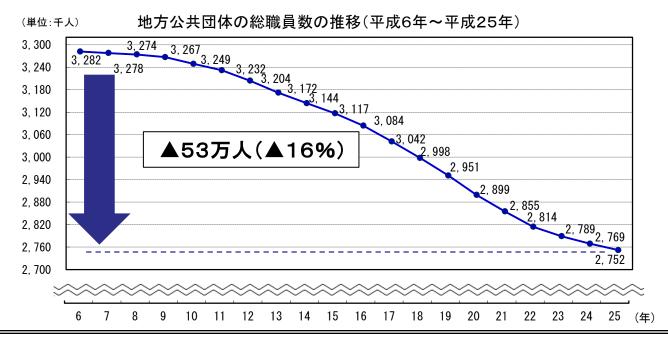
電話:03-5253-5549(直) FAX: 03-5253-5553

平成25年地方公共団体定員管理調査結果のポイント

(平成25年4月1日現在)

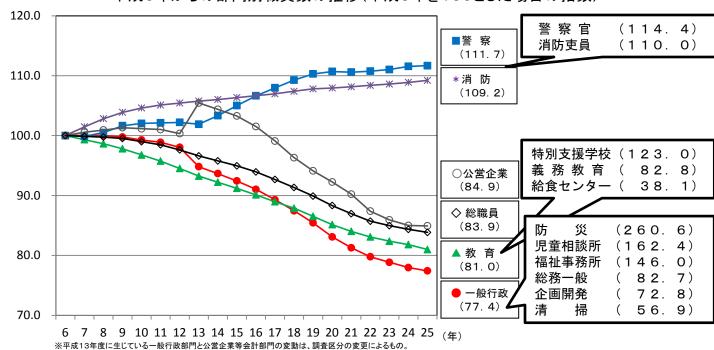
〇 総職員数は、対前年比で約1万6千人減少し、約275万人。 平成6年をピークとして平成7年から19年連続で減少。

〔対平成6年比で約▲53万人(▲16%)〕



○ 部門別に見ると、警察・消防部門で微増する中、一般行政 部門及び教育部門等で減少。特に一般行政部門において、対 平成6年比で▲23%減少している中においても、防災は 約2.6倍に増員、児童相談所は約1.6倍に増員。

平成6年からの部門別職員数の推移(平成6年を100とした場合の指数)



平成25年地方公共団体定員管理調査結果の概要 (平成25年4月1日現在)

1 地方公共団体の総職員数の推移・・・・・・・P1 2 地方公共団体の部門別職員数の状況・・・・・P2 3 地方公共団体の団体区分別職員数の状況・・・・・P4
〈参考〉 ○団体区分別·部門別の職員数····································

平成26年3月 総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

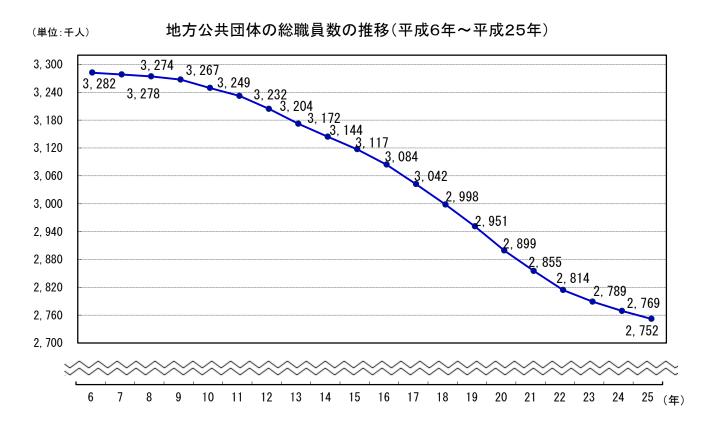
担当:和泉課長補佐•酒井係長

電話:03-5253-5549(直) FAX:03-5253-5553

1 地方公共団体の総職員数の推移

〇 総職員数は、対前年比で1万6,429人減少し、275万2,484人。 平成6年をピークとして平成7年から19年連続で減少。

[対平成6年比で約▲53万人(▲16%)]



地方公共団体の職員数の推移(各年4月1日現在)

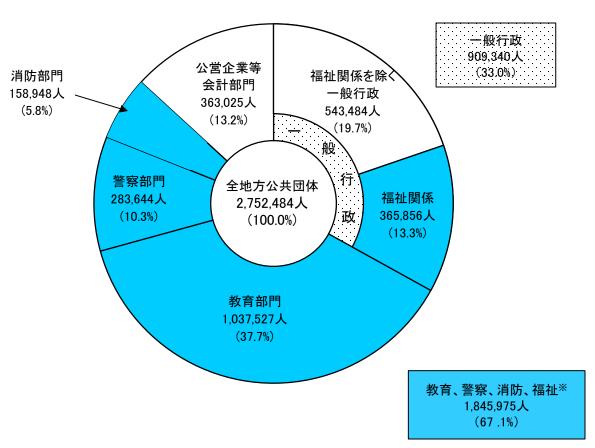
(単位:人、 般行政部門 総数 年 対前年 対前年 対前年 対前年 職員数 職員数 増減数 増減率 増減数 増減率 3, 282, 492 6 11,693 0.4 1, 174, 514 7, 172 0.6 1, 174, 838 7 3, 278, 332 **▲** 4.160 0.1 324 0.0 8 3, 274, 481 1, 174, 547 ▲ 3,851 **▲** 0.1 **▲** 291 0.0 3. 267. 118 **▲** 0.2 9 7.363 1, 171, 694 2,853 0.2 17, 624 10 3, 249, 494 **▲** 0.5 1, 165, 968 **▲** 5, 726 0.5 3, 232, 158 17, 336 0.5 0.4 11 1, 161, 430 4,538 12 3, 204, 297 27.861 **▲** 0.9 1.151.533 9.897 0.9 13 3.171.532 32, 765 1.0 1. 113. 587 37.946 3. 3 14 3, 144, 323 27, 209 0.9 1, 100, 039 13, 548 1. 2 15 3.117.004 27.319 **▲** 0.9 1.085.585 14.454 1.3 3, 083, 597 33, 407 1.1 16, 434 1.5 16 1,069,151 17 3, 042, 122 41.475 1.3 1,048,860 20, 291 1.9 2. 1 18 2, 998, 402 43.720 1,027,128 1.4 21, 732 19 2, 951, 296 47, 106 1.6 1,003,432 23,696 2.3 20 2, 899, 378 27.418 51, 918 1.8 976,014 2. 21 2, 855, 106 1.5 954, 775 21, 239 2.2 44, 272 22 2, 813, 875 41.231 1.4 936, 951 17,824 1.9 23 2, 788, 989 24, 886 0.9 926, 249 10, 702 1. 1 24 0.7 2, 768, 913 20,076 915, 869 10, 380 1 1. 25 2.752.484 16.429 0.6 909.340 6.529 0. 7 25 - 6530.008 16. 265. 174

注) 平成13年の減少数については、調査区分の変更により、一般行政部門から公営企業等会計部門に23,147人が移動しているためであり、その影響分を除いた場合の一般行政部門の増減数は、▲14,799人(▲1.3%)となる。

2 地方公共団体の部門別職員数の状況

○ 行政分野別に見ると、国が定員に関する基準を幅広く定めている教育部門、 警察部門、消防部門、福祉関係が約2/3を占めている。

部門別職員数(平成25年4月1日現在)



※国が定員に関する基準を幅広く定めている部門

[部門別の特色]

○福祉関係を除く一般行政(議会、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木) 国の法令等による職員の配置基準が少なく、地方公共団体が主体的に職員配置を決める余地が比較的大きい部門である。

○福祉関係(民生、衛生)

国の法令等による職員の配置基準が定められている場合が多く、また、職員配置が直接住民サービスに影響を及ぼす部門である。

〇教育部門、警察部門、消防部門

国の法令等に基づく配置基準等により、地方公共団体が主体的に職員配置の見直しを行うことが困難な部門である。

〇公営企業等会計部門(病院、水道、交通、下水道、その他) 独立採算を基調として企業経営の観点から定員管理が行われている部門である。 〇 一般行政部門及び公営企業等会計部門は、組織の見直しや民間移譲・民 間委託等により減少。教育部門は、児童・生徒数の減等により減少。

(一般行政部門 :対前年 ▲6,529人、▲0.7%) (教育部門 : 対前年 ▲1万357人、▲1.0%)

(公営企業等会計部門:対前年 ▲322人、▲0.1%)

○ 警察部門及び消防部門は、組織基盤の充実・強化のため増加。

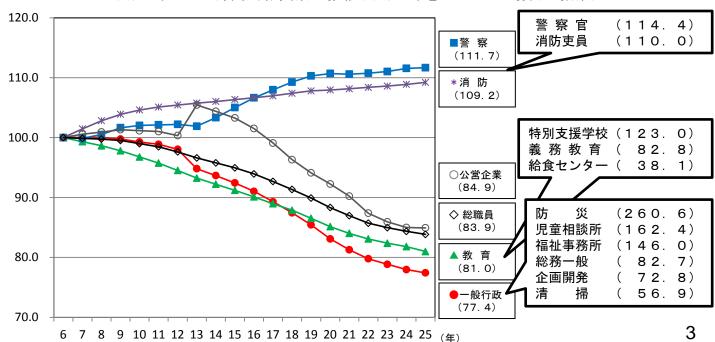
(警察部門:対前年 +291人、+0.1%) (消防部門:対前年 +488人、+0. 3%)

部門別対前年比較における主な増減理由

(単位:人、%)

部門	H25	H24	対前年		主な増減理由
다 (*)	HZ5	H24	増減数	増減率	主は増減埋田
一般行政部門 ①	909, 340	915, 869	▲ 6,529	▲ 0.7	_
福祉関係を除く 一般行政	543, 484	546, 246	2 , 762	▲ 0.5	・組織の見直しによる減員(欠員不補充 等) ・事務・事業の統廃合による減員 ・事務・事業の民間委託等による減員
福祉関係	365, 856	369, 623	▲ 3,767	▲ 1.0	・保育所等福祉施設の民間移譲・民間委託等による減員 ・ごみ収集業務の民間委託等による減員
教育部門	1, 037, 527	1, 047, 884	▲ 10,357	▲ 1.0	・学校給食・学校用務業務の民間委託等による減員 ・児童・生徒数の減少に伴う学校統廃合や学級数減によ る減員
警察部門 ③	283, 644	283, 353	291	0. 1	・組織基盤の充実・強化による増員
消防部門	158, 948	158, 460	488	0. 3	・組織基盤の充実・強化による増員
公営企業等会計部門 ⑤	363, 025	363, 347	▲ 322	▲ 0.1	・水道・交通事業の民間委託等による減員 ・病院の独立行政法人化に伴う減員
合 計 ①~⑤	2, 752, 484	2, 768, 913	▲ 16, 429	▲ 0.6	_
(再掲) 一般行政部門等 ①+⑤	1, 272, 365	1, 279, 216	▲ 6,851	▲ 0.5	-

平成6年からの部門別職員数の推移(平成6年を100とした場合の指数)

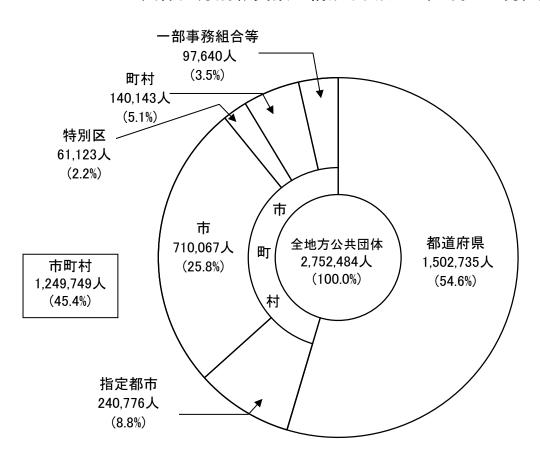


※平成13年度に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

3 地方公共団体の団体区分別職員数の状況

- 都道府県の総職員数は、150万2,735人(54.6%) であり、22年連続して減少。
- 市町村の総職員数は、124万9,749人(45.4%)であり、17年連続して減少。

団体区分別職員数の構成(平成25年4月1日現在)



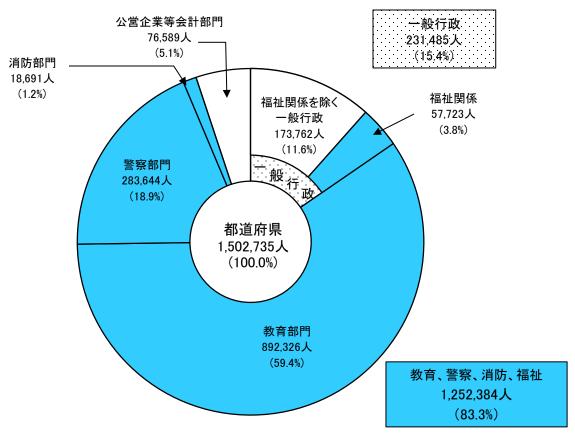
団体区分別職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人、%)

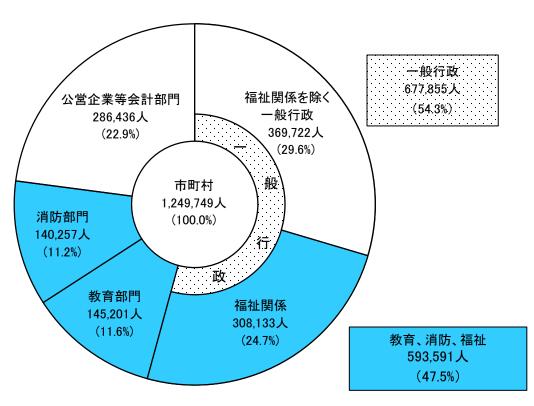
団体区分	H25	H24	対前年			
凹体区方	IIZU	1124	増減数	増減率		
都道府県	1, 502, 735	1, 510, 179	▲ 7, 444	▲ 0.5		
市町村	1, 249, 749	1, 258, 734	▲ 8, 985	▲ 0.7		
指定都市	240, 776	242, 950	▲ 2, 174	▲ 0.9		
その他市町村等	1, 008, 973	1, 015, 784	▲ 6,811	▲ 0.7		
合 計	2, 752, 484	2, 768, 913	▲ 16, 429	▲ 0.6		

団体区分別・部門別の職員数

① 都道府県



②市町村



		 全団体			 都道府県		(単位:人、%) 市町村					
年	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率			
6	3, 282, 492	11, 693	0. 4	1, 734, 665	▲ 4, 549	▲ 0.3	1, 547, 827	16, 242	1. 1			
7	3, 278, 332	▲ 4, 160	▲ 0.1	1, 726, 263	▲ 8, 402	▲ 0.5	1, 552, 069	4, 242	0. 3			
8	3, 274, 481	▲ 3, 851	▲ 0.1	1, 719, 900	▲ 6, 363	▲ 0.4	1, 554, 581	2, 512	0. 2			
9	3, 267, 118	▲ 7, 363	▲ 0.2	1, 713, 593	▲ 6, 307	▲ 0.4	1, 553, 525	▲ 1,056	▲ 0.1			
10	3, 249, 494	▲ 17, 624	▲ 0.5	1, 703, 562	▲ 10,031	▲ 0.6	1, 545, 932	▲ 7, 593	▲ 0.5			
11	3, 232, 158	▲ 17, 336	▲ 0.5	1, 691, 853	▲ 11, 709	▲ 0.7	1, 540, 305	▲ 5, 627	▲ 0.4			
12	3, 204, 297	▲ 27, 861	▲ 0.9	1, 666, 944	▲ 24, 909	▲ 1.5	1, 537, 353	▲ 2, 952	▲ 0.2			
13	3, 171, 532	▲ 32, 765	▲ 1.0	1, 648, 467	▲ 18, 477	▲ 1.1	1, 523, 065	▲ 14, 288	▲ 0.9			
14	3, 144, 323	▲ 27, 209	▲ 0.9	1, 638, 341	▲ 10, 126	▲ 0.6	1, 505, 982	▲ 17, 083	▲ 1.1			
15	3, 117, 004	▲ 27, 319	▲ 0.9	1, 630, 316	▲ 8, 025	▲ 0.5	1, 486, 688	▲ 19, 294	▲ 1.3			
16	3, 083, 597	▲ 33, 407	▲ 1.1	1, 620, 922	▲ 9, 394	▲ 0.6	1, 462, 675	▲ 24, 013	▲ 1.6			
17	3, 042, 122	▲ 41, 475	▲ 1.3	1, 609, 628	▲ 11, 294	▲ 0.7	1, 432, 494	▲ 30, 181	▲ 2. 1			
18	2, 998, 402	▲ 43, 720	▲ 1.4	1, 596, 305	▲ 13, 323	▲ 0.8	1, 402, 097	▲ 30, 397	▲ 2. 1			
19	2, 951, 296	▲ 47, 106	▲ 1.6	1, 579, 778	▲ 16, 527	▲ 1.0	1, 371, 518	▲ 30,579	▲ 2.2			
20	2, 899, 378	▲ 51, 918	▲ 1.8	1, 560, 755	▲ 19, 023	▲ 1.2	1, 338, 623	▲ 32, 895	▲ 2.4			
21	2, 855, 106	▲ 44, 272	▲ 1.5	1, 542, 705	▲ 18, 050	▲ 1.2	1, 312, 401	▲ 26, 222	▲ 2.0			
22	2, 813, 875	▲ 41, 231	▲ 1.4	1, 525, 104	▲ 17, 601	▲ 1.1	1, 288, 771	▲ 23, 630	▲ 1.8			
23	2, 788, 989	▲ 24, 886	▲ 0.9	1, 515, 844	▲ 9, 260	▲ 0.6	1, 273, 145	▲ 15, 626	▲ 1.2			
24	2, 768, 913	▲ 20,076	▲ 0.7	1, 510, 179	▲ 5, 665	▲ 0.4	1, 258, 734	▲ 14, 411	▲ 1.1			
25	2, 752, 484	▲ 16, 429	▲ 0.6	1, 502, 735	▲ 7,444	▲ 0.5	1, 249, 749	▲ 8,985	▲ 0.7			
25-6	-	▲ 530,008	▲ 16.1	-	▲ 231, 930	▲ 13.4	-	▲ 298, 078	▲ 19.3			

都道府県職員数の増減状況



		総数		_	ᇓᄼᅲᇏ	ı		数容如明		終 安如田		(単位:人、%)			
都道府県	1			一般行政部門 H25 対前年			教育部門 H25 対前年			警察部門 H25 対前年			公営企業等会計部門 H25 対前年		
印 坦	職員数	増減数	士 増減率	職員数	増減数	+ 増減率	職員数	型型	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
 北海道	73, 231	<u>1</u> 725	▲ 1.0	13.079	<u>1970</u> ± 293	▲ 2.2	47, 300	<u>1440</u>		11,858	0	0.0	994	8	0.8
青森県	19, 851	▲ 272	▲ 1. 4	3, 913	▲ 28	▲ 0. 7	12, 226	▲ 290		2, 634	15	0. 6	1, 078	31	3. 0
岩手県	24, 092	▲ 125	▲ 0.5	4, 153	114	2. 8	12, 535	▲ 198		2, 493	▲ 64	▲ 2.5	4, 911	23	0. 5
宮城県	27, 558	▲ 61	▲ 0.3	4, 133	198	4. 2	18, 027	▲ 195		4, 428	▲ 65	▲ 1.4	154	1	0. 3
秋田県	15, 132	▲ 104	▲ 0. 2	3, 382	▲ 92	4 . 2 1 2 . 6	9, 292	▲ 41	▲ 0.4	2, 329	29	1.3		0	0. 7
山形県	18, 614	▲ 189	▲ 1.0	4, 138	▲ 43	▲ 1.0	10, 118	▲ 150		2, 323	17	0. 7	2, 052	▲ 13	▲ 0.6
福島県	27, 574	▲ 180	▲ 0.6	5, 601	178	3. 3	17, 246	▲ 227		4, 034	▲ 67		693	▲ 64	▲ 8.5
茨城県	34, 179	▲ 255	▲ 0.7	4, 829	▲ 43	▲ 0.9	22, 599	▲ 215		5, 292	▲ 8	▲ 0.2	1, 459	11	0.8
栃木県	24, 359	▲ 136	▲ 0.6	4, 426	▲ 54	▲ 1. 2	15, 372	▲ 104		3, 746	15	0.4	815	7	0. 9
群馬県	25, 084	▲ 43	▲ 0.2	3, 960	_ 51	▲ 0.1	15, 768	▲ 87	▲ 0.5	3, 876	49	1. 3	1, 480	0	0. 0
埼玉県	62, 479	49	0. 1	6, 740	20	0. 3	40, 823	<u> </u>		12, 364	▲ 34	▲ 0.3	2, 552	81	3. 3
千葉県	61, 865	▲ 200	▲ 0.3	6, 534	▲ 136	▲ 2. 0	39, 335	▲ 49		12, 763	32	0.3	3, 233	▲ 47	▲ 1.4
東京都	167, 082	▲ 93	▲ 0. 1	18, 028	▲ 179	▲ 1.0	63, 642	139		46, 700	▲ 9	▲ 0.0	20, 021	▲ 79	▲ 0.4
神奈川県	73, 399	▲ 382	▲ 0.5	7, 083	▲ 162	▲ 2. 2	48, 429	▲ 259		16, 887	34	0. 2	1, 000	- 75	0. 5
新潟県	34, 303	▲ 135	▲ 0.4	5, 857	22	0. 4	19, 897	▲ 195		4, 671	33	0. 7	3, 878	5	0. 0
富山県	15, 559	▲ 77	▲ 0.5	3, 332	▲ 32	▲ 1.0	8, 933	▲ 53		2, 247	▲ 7	▲ 0.3	1, 047	15	1. 5
石川県	15, 808	▲ 129	▲ 0.8	3, 209	▲ 68	▲ 2. 1	9, 198	▲ 79		2, 285	<u> </u>	▲ 0.2	1, 116	22	2. 0
福井県	13, 471	▲ 20	▲ 0. 1	2, 790	▲ 15	▲ 0.5	7, 664	▲ 31	▲ 0.4	2, 031	9	0. 4	986	17	1. 8
山梨県	13, 198	▲ 79	▲ 0.6	3, 055	17	0. 6	8, 113	▲ 88		1, 924	A 8	▲ 0.4	106	0	0. 0
長野県	26, 959	▲ 197	▲ 0.7	5, 151	▲ 36	▲ 0.7	17, 808	▲ 163		3, 855	7	0. 2	145	A 5	▲ 3.3
岐阜県	24, 195	▲ 39	▲ 0.2	4, 004	A 2	▲ 0.0	16, 215	▲ 25		3, 868	6	0. 2	108	▲ 18	▲ 14. 3
静岡県	38, 573	▲ 75	▲ 0.2	5, 641	▲ 21	▲ 0.4	24, 884	▲ 91	▲ 0.4	6, 941	53	0.8	1, 107	▲ 16	▲ 1.4
愛知県	71, 355	▲ 317	▲ 0.4	8, 349	▲ 90	▲ 1.1	46, 742	▲ 41	▲ 0.1	14, 142	1 07	▲ 0.8	2, 122	▲ 79	▲ 3.6
三重県	22, 768	▲ 223	1 .0	4, 497	▲ 31	▲ 0.7	14, 339	▲ 169	▲ 1.2	3, 418	A 7	▲ 0.2	514	1 6	▲ 3.0
滋賀県	18, 366	4	0. 0	2, 991	▲ 33	▲ 1.1	11, 660	A 4	▲ 0.0	2, 540	19	0.8	1, 175	22	1. 9
京都府	28, 746	▲ 357	▲ 1.2	4, 146	3	0. 1	17, 238	▲ 42	▲ 0.2	7, 062	15	0. 2	300	▲ 333	▲ 52.6
大阪府	82, 183	▲ 908	▲ 1.1	7, 411	▲ 233	▲ 3. 0	51, 056	▲ 688	▲ 1.3	23, 202	30	0. 1	514	▲ 17	▲ 3.2
兵庫県	60, 620	▲ 631	1 .0	6, 457	▲ 185	▲ 2.8	36, 361	▲ 600	▲ 1.6	12, 230	A 5	▲ 0.0	5, 572	159	2. 9
奈良県	16, 733	▲ 141	▲ 0.8	3, 044	4 0	▲ 1.3	9, 546	▲ 102	▲ 1.1	2, 718	▲ 32	▲ 1.2	1, 425	33	2. 4
和歌山県	15, 266	▲ 126	▲ 0.8	3, 542	0	0. 0	9, 038	▲ 138	▲ 1.5	2, 482	15	0. 6	204	A 3	▲ 1.4
鳥取県	11, 564	5	0. 0	3, 017	▲ 29	1 .0	5, 981	▲ 8	▲ 0.1	1, 444	5	0. 3	1, 122	37	3. 4
島根県	13, 892	▲ 113	▲ 0.8	3, 286	▲ 49	▲ 1.5	7, 695	▲ 92	▲ 1.2	1, 806	16	0. 9	1, 105	12	1. 1
岡山県	23, 102	▲ 106	▲ 0.5	3, 845	▲ 58	▲ 1.5	15, 182	▲ 64	▲ 0.4	3, 949	18	0. 5	126	▲ 2	▲ 1.6
広島県	30, 779	3	0. 0	4, 460	▲ 78	▲ 1.7	19, 226	▲ 46	▲ 0.2	5, 713	55	1.0	1, 380	72	5. 5
山口県	19, 353	▲ 136	▲ 0.7	3, 742	▲ 56	▲ 1.5	11, 929	▲ 84	▲ 0.7	3, 496	20	0.6	186	▲ 16	▲ 7.9
徳島県	13, 583	▲ 39	▲ 0.3	3, 168	▲ 38	▲ 1.2	7, 475	▲ 60	▲ 0.8	1, 824	6	0. 3	1, 116	53	5. 0
香川県	14, 415	103	0. 7	2, 764	0	0. 0	8, 340	36	0. 4	2, 097	18	0. 9	1, 214	49	4. 2
愛媛県	20, 940	▲ 181	▲ 0.9	3, 765	▲ 30	▲ 0.8	12, 392	▲ 140	▲ 1.1	2, 792	▲ 5	▲ 0.2	1, 991	▲ 6	▲ 0.3
高知県	13, 795	▲ 182	▲ 1.3	3, 424	▲ 34	▲ 1.0	7, 738	▲ 161	▲ 2. 0	1, 884	A 7	▲ 0.4	749	20	2. 7
福岡県	50, 202	▲ 13	▲ 0.0	7, 753	▲ 67	▲ 0.9	30, 863	▲ 82	▲ 0.3	11, 468	129	1.1	118	7	6. 3
佐賀県	13, 149	▲ 57	▲ 0.4	3, 031	▲ 24	▲ 0.8	8, 155	▲ 47	▲ 0.6	1, 956	14	0. 7	7	0	0.0
長崎県	20, 586	▲ 244	▲ 1.2	4, 188	▲ 39	▲ 0.9	12, 561	▲ 202	▲ 1.6	3, 486	6	0. 2	351	▲ 9	▲ 2.5
熊本県	22, 171	▲ 94	▲ 0.4	4, 274	▲ 80	▲ 1.8	14, 260	▲ 45	▲ 0.3	3, 460	29	0.8	177	2	1. 1
大分県	16, 958	▲ 107	▲ 0.6	3, 773	11	0. 3	10, 088	▲ 115	▲ 1.1	2, 364	10	0. 4	733	▲ 13	▲ 1.7
宮崎県	17, 278	▲ 68	▲ 0.4	3, 732	4	0. 1	9, 763	▲ 118	▲ 1.2	2, 314	15	0. 7	1, 469	31	2. 2
鹿児島県	25, 212	▲ 214	▲ 0.8	5, 117	▲ 90		15, 705	▲ 149	▲ 0.9	3, 376	▲ 10	▲ 0.3	1, 014	35	3. 6
沖縄県	23, 154	165	0. 7	3, 855	▲ 6	▲ 0.2	13, 569	112	l	2, 889	11	0. 4	2, 841	48	1. 7
合計	1, 502, 735	▲ 7, 444	▲ 0.5	231, 485	▲ 1, 932	▲ 0.8	892, 326	▲ 5, 908	▲ 0.7	283, 644	291	0. 1	76, 589	70	0. 1

(<u>単位</u>:人、%)

		総数	一般行政部門			教育部門				消防部門		公営企業等会計部門			
指定都市	H25年	対前年		H25年	対前年		H25年	対前年		H25年	対前年		H25年	対前年	
	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
札幌市	14, 305	32	0. 2	7,210	81	1.1	1,829	▲ 64	▲ 3.4	1,839	▲ 13	▲ 0.7	3,427	28	0.8
仙台市	9, 535	1	▲ 0.0	4,335	16	0.4	1,155	▲ 31	▲ 2.6	1,098	8	0.7	2,947	6	0.2
さいたま市	8, 908	▲ 37	▲ 0.4	4,923	4 0	▲ 0.8	1,276	▲ 23	▲ 1.8	1,265	17	1.4	1,444	9	0.6
千葉市	7, 255	▲ 12	▲ 0.2	4,045	▲ 36	▲ 0.9	957	▲ 22	▲ 2.2	938	0	0.0	1,315	46	3.6
横浜市	26, 932	130	0. 5	13,817	70	0.5	2,477	▲ 27	▲ 1.1	3,419	▲ 13	▲ 0.4	7,219	100	1.4
川崎市	13, 291	▲ 194	▲ 1.4	7,247	▲ 124	▲ 1.7	1,335	4 9	▲ 0.7	1,432	▲ 21	▲ 1.4	3,277	4 0	▲ 1.2
相模原市	4, 587	51	1. 1	3,137	30	1.0	522	9	1.8	722	4	0.6	206	8	4.0
新 潟 市	7, 383	▲ 37	▲ 0.5	3,760	▲ 45	▲ 1.2	940	4 8	▲ 4.9	911	0	0.0	1,772	56	3.3
静岡市	6, 249	▲ 88	▲ 1.4	3,088	▲ 16	▲ 0.5	716	▲ 61	▲ 7.9	774	A 3	▲ 0.4	1,671	▲ 8	▲ 0.5
浜 松 市	5, 573	▲ 72	▲ 1.3	3,191	▲ 32	▲ 1.0	967	▲ 30	▲ 3.0	893	3	0.3	522	1 3	▲ 2.4
名古屋市	25, 111	▲ 112	▲ 0.4	11,370	▲ 46	▲ 0.4	2,874	▲ 55	▲ 1.9	2,382	3	0.1	8,485	1 4	▲ 0.2
京都市	13, 772	▲ 116	▲ 0.8	7,495	29	0.4	1,666	▲ 103	▲ 5.8	1,830	▲ 34	▲ 1.8	2,781	▲ 8	▲ 0.3
大阪市	35, 690	▲ 1, 195	▲ 3.2	15,944	▲ 499	▲ 3.0	4,193	▲ 164	▲ 3.8	3,518	97	2.8	12,035	▲ 629	▲ 5.0
堺市	5, 484	▲ 78	▲ 1.4	3,301	▲ 37	▲ 1.1	643	▲ 19	▲ 2.9	909	1	▲ 0.1	631	▲ 21	▲ 3.2
神戸市	14, 949	▲ 298	▲ 2.0	7,873	▲ 52	▲ 0.7	2,126	▲ 83	▲ 3.8	1,473	19	1.3	3,477	▲ 182	▲ 5.0
岡山市	5, 808	22	0. 4	3,220	26	0.8	811	▲ 26	▲ 3.1	676	10	1.5	1,101	12	1.1
広島市	11, 466	▲ 96	▲ 0.8	5,323	▲ 105	▲ 1.9	1,291	1 3	▲ 1.0	1,342	0	0.0	3,510	22	0.6
北九州市	8, 487	▲ 63	▲ 0.7	4,759	3	0.1	770	1 9	▲ 2.4	971	▲ 12	▲ 1.2	1,987	▲ 35	▲ 1.7
福岡市	9, 550	4	0.0	5,537	31	0.6	1,246	1 7	▲ 1.3	1,047	2	0.2	1,720	1 2	▲ 0.7
熊本市	6, 441	▲ 14	▲ 0.2	3,603	▲ 3	▲ 0.1	649	A 4	▲ 0.6	671	41	6.5	1,518	▲ 48	▲ 3.1
合 計	240, 776	▲ 2, 174	▲ 0.9	123,178	▲ 749	▲ 0.6	28,443	▲ 809	▲ 2.8	28,110	107	0.4	61,045	▲ 723	▲ 1.2